**東京都への公開質問状**　　　　　　　　　　　2018.11.5 築地市場営業権組合

**一　都は、卸売市場法第11条「業務規程の変更」に基づく条例改正（10月11日施行）**

**を「築地市場の豊洲移転」の法的根拠としている。**

**この点に関し、以下、質問する。**

１．「築地市場の位置の変更」によって、なぜ「築地市場」が「豊洲市場」になるのか？

　1-1.「築地市場at築地」が「築地市場at豊洲」になるだけではないのか？

1-2. 「豊洲市場」は、「築地市場at豊洲」と同じなのか、異なるのか？ また、その根拠は何か？

　1-3. 築地市場、豊洲市場のそれぞれの業務規程の相違点は何か？

2.「築地市場の豊洲移転」事業の起業地は、どこか？

　2-1. 豊洲だけか、築地も含まれるのか？

　2-2. 豊洲だけとすると、なぜ築地における解体事業や改築が可能なのか？築地の解

　　　体事業や改築の法的根拠が改正条例（10月11日施行）とは別にあるのか？

　2-3. 築地市場の「閉場→解体の後（あるいは前）」に、「廃止の認可」の手続きを取

ることはないのか？あるとすれば、解体の前か、後か？

3.「豊洲市場」の「開設の認可」（卸売市場法第８条）はなされたのか？

　3-1.なされたとすれば、認可された日を明らかにされたい。

　3-2.都の見解によれば、豊洲市場は「東京都中央卸売市場」の一部に過ぎないのに、

　　何故「開設の認可」が必要なのか？

　3-3.豊洲市場について「開設の認可」がなされたのなら、都の見解によれば、「豊洲市場と同じく「東京都中央卸売市場の一部」である「築地市場」を廃止（ないし

　　廃場）するにあたっては、「廃止の認可」（卸売市場法第14条）が必要ではないの

　　か？必要ないとすれば、その根拠を示されたい。

　3-4. 豊洲市場について「開設の認可」がなされていないとすれば、なぜ豊洲市場を

開場できたのか？ 法的根拠を明らかにされたい。

　3-5. 豊洲市場について「開設の認可」がなされていないとすれば、何故、国の「中

央卸売市場整備計画」に「東京都中央卸売市場（新設市場―豊洲地区）」と明記

されているのか？

4.　改正条例によれば、築地市場は豊洲に移転したとされているにもかかわらず、都職員がなぜ10月11日以降も築地市場at築地に出没しているのか？

　4-1.10月11日以降に都職員は築地市場at築地において何をしているのか？

公務なのか、それとも豊洲にあるはずの職場を放棄して築地で怠けているのか？

　4-2.公務とすれば、その法的根拠及び公務を証明する証明書（出張届、出張手当等）を明らかにされたい。

　4-3.公務でないとすれば、築地市場への入場を拒んだり、築地市場の改築や解体をし

たりしていることの法的根拠はあるのか？

それらの行為を私人の立場で行なうことは、違法行為ではないのか？

5. 農水省の「中央卸売市場整備計画」に「東京都中央卸売市場築地市場」という名称が記載されているにもかかわらず、築地市場が、何故「中央卸売市場」でなく、「中央卸売市場の一部」とされ、卸売市場法第14条が適用され得ないのか。

6. 農水省の「中央卸売市場整備計画の変更」(9月10日)では「東京都中央卸売市場築地市場」が「改築できる中央卸売市場」から「改築できない中央卸売市場」に変更されたにもかかわらず、10月18日以降に大幅な改築（正門前のバリケード等々）が施され、その後も9月9日の状態に原状回復されていないのはなぜか？

6-1.改築の法的根拠を明らかにされたい。

6-2.改築の法的根拠を示し得ない場合には、9月9日の状態に原状回復しなければ違

法となるのではないか？ 違法でないならば、その根拠を明らかにされたい。

**二　営業権及び買物ツアーに関し、以下、質問する。**

　1.「のれんに基づく営業権」を否定しながら、改正条例施行後の10月11日～17日

　　の期間に、何故店主の入場を認めたのか？また、何故、「店主が一人でもいること」

を条件に買物ツアーを認めたのか？

　2.10月18日以降は、店主の入場を認めず、買物ツアーの入場を認めていないが、

17日までと18日以降に対応が変わった法的根拠を明示されたい。

**三　営業権者への残置物撤去・原状回復の要求について、以下、質問する。**

1. 営業権者の中には、残置物（私有財産）の整理や撤去を希望している者がいるが、

10月18日以降、営業権者の入場を一切拒絶している法的根拠は何か？

撤去したくても、入場を拒まれて撤去できないことを如何に説明するか？

注記：本公開質問状に誠実に回答されるにあたっては、次の諸点に留意されたい。

1. 文書による回答は、二週間後(2018年11月19日)を期限とする（延長を希望され

る場合には、その旨、連絡されたい）。

　 2. 不誠実・不十分な回答で終わることは、東京都にとって不名誉きわまりないことに

配慮し、当組合として、本公開質問状及びこれに対する都の回答を踏まえた「フェアーでオープンな討論の場」を、責任をもって設定する。

3. 「誠実な回答」は、「フェアーでオープンな討論の場」において、双方が議論を尽く

すことをつうじて得られるものとする。

　 4. 「フェアーでオープンな討論の場」に応じられない場合には、都が当方の見解に

同意したものとみなす。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上